

4週7休または年間115日以上の休日設定に係る加点の考え方

ケース1：令和6年1月1日以前から4週7休または年間115日以上の休日を設定している場合																		
加点対象	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12			
	就業規則等届出			4週7休または年間115日以上の休日														
ケース2：令和6年1月1日から4週7休または年間115日以上の休日を設定している場合																		
加点対象	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12			
	就業規則等届出			4週7休または年間115日以上の休日														
ケース3：4週7休または年間115日以上の休日を定めた就業規則・カレンダー等の適用が令和6年1月2日以降となる場合																		
令和6年1月1日からの 休日日数で判断する。	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
	就業規則等届出			4週7休または年間115日以上の休日														
ケース3-1：ケース3のうち、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの休日が115日以上数えられる場合																		
加点対象	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
	就業規則等届出			新規則：4週7休または年間115日以上の休日														
	旧規則：4週7休未満・年間休日115日未満																	
令和6年1月1日から12月31日までの休日数を数えて115日以上																		
ケース3-2：ケース3のうち、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの休日が115日に満たない場合																		
加点对象外	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
	就業規則等届出			新規則：4週7休または年間115日以上の休日														
	旧規則：4週7休未満・年間休日115日未満																	
令和6年1月1日から12月31日までの休日数を数えて115日未満																		

◎ケース3に該当する場合の休日数の数え方

4週7休または年間115日以上の休日を定めた就業規則・カレンダー等の適用が令和6年1月2日以降となる場合は、令和6年1月1日から12月31日までの休日数を以下のとおり数えてください。

- ①旧規則適用期間：旧規則における該当期間の休日数をカウント（ケース3では令和6年1月1日～3月31日の休日数を旧規則における実日数でカウント）
- ②新規則適用期間：新規則における該当期間の休日数をカウント（ケース3では令和6年4月1日～12月31日の休日数を新規則における実日数でカウント）

⇒上記①・②でカウントした休日数を合計して115日以上であれば加対象となります。